

# 特 別 委 員 会 を 設 置

特別委員会設置に関する決議 3 案件が、議員より提出され、それぞれ可決し、3 つの特別委員会が設置されました。

- 水質調査特別委員会設置に関する決議案
- 交通対策調査特別委員会設置に関する決議案
- 入札等調査特別委員会設置に関する決議案

## 水質調査特別委員会

### ◎調査事項

- 1 渡良瀬川及び桐生川並びに市内河川の環境・水質保全について
- 2 山元（古河）対策について

### ◎委員構成

委員長	津布久 博 人
副委員長	庭 山 由 紀
委 員	田 島 忠 一
	星 野 定 利
	荒 木 恵 司
	岡 部 純 朗
	幾 井 俊 雄
	細 谷 昌 弘
	岡 部 信 一 郎
	園 田 恵 三

## 交通対策調査特別委員会

### ◎調査事項

- 1 幹線道路の整備について
- 2 公共交通の確保について

### ◎委員構成

委員長	坂 田 和 平
副委員長	福 田 光 雄
委 員	森 山 享 大
	笹 井 重 俊
	近 藤 健 司
	井 田 泰 彦
	河原井 始
	周 東 照 二
	小 滝 芳 江

## 入札等調査特別委員会

### ◎調査事項

- 1 入札について
- 2 競艇について
- 3 指定金融機関について

### ◎委員構成

委員長	石 井 秀 子
副委員長	小野田 淳 二
委 員	中 田 米 蔵
	福 島 賢 一
	相 沢 崇 文
	周 藤 雅 彦
	寺 口 正 宣
	佐 藤 幸 雄
	関 根 幸 夫
	佐 藤 光 好
	西 牧 秀 乘

## 公 職 選 挙 法 に よ り 議 員 の 寄 附 行 為 な ど は 禁 止 さ れ て い ま す

市議会議員は公職選挙法により「政治団体や親族に対するもの」及び「政治教育集会などに関する必要やむをえない実費の補償（食事は提供できません）」を除く寄附行為などが禁止されています。また、政治家の後援団体の寄附も同様に禁止されていますので、ご理解をお願いいたします。

### 【禁止事項の例】

- (1) 祭りへの寄附や差し入れ
- (2) 地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- (3) 町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- (4) 各団体などからの案内（催し物、会合など）に対する寄附行為  
※ただし、会員（参加者）全員が会費を負担している場合に同額を負担する場合の会費を除く
- (5) 後援団体の落成式や開店祝、葬儀の花輪、供花
- (6) 病気見舞い、新盆・新彼岸の供物（現金含む）
- (7) お中元やお歳暮
- (8) 入学祝や卒業祝
- (9) 年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状（答礼のための自筆を除く。ワープロ、印刷したものに署名したものは自筆とは認められません。）

### 【認められる事項の例】

- (1) 自らが出席する結婚披露宴で、その場においてする祝儀
- (2) 自らが出席する葬式・通夜で、その場においてする香典

再生紙を使用しています。